

## 地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称  
みどりとロマンが育む山村再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称  
福岡県、福岡県八女郡星野村

3 地域再生計画の区域  
福岡県八女郡星野村全域

4 地域再生計画の目標

星野村は福岡県の南東部に位置し、大分県との県境に接する緑の豊かな山村である。人口は3551人（平成17年4月1日現在）、面積81.28km<sup>2</sup>で東西に流れる星野川に沿って、幹線道路が走り、急峻な山間から帯状の平坦地へと開けてくる。面積の84%を山林が占め、いわゆる中山間地域に該当し、傾斜地を利用して耕地は拓かれており、山の勾配には石積の棚田が階段状に点在している。標高はほぼ200mから800mにわたる。

主な産業は農業と林業であり、なかでも農業の主要作物として、日本一の高級玉露の産地である茶と花木、林業の主要樹木としてスギを掲げることができる。また近年、地形を利用した棚田米、冷涼な気候を生かした高冷地トマトなども生産されている。

従来から、このようなみどりに恵まれた自然や固有の特色のある原風景など、星野村の誇れる自然をありのままに適切に保全しながら、生活要素のすべての中に、都会の住民が失いつつある「ゆとり」や「安心」が実感できる(ロマンが実感できる)一人一人にやさしい、ふれあいに満ちた村づくりを進めてきた。

しかし、一方、近年の木材価格の低迷による林業の不振で森林整備・道路整備等が遅れ、また異常気象による台風災害により、荒廃森林が年々目立ち始めている。こうした状況から観光誘致の売りである自然景観が阻害され、観光客の低迷、地域住民の生活環境の悪化も懸念され始めている。

村では、上記の問題に加え、年々少子高齢化や若者の流出による農林業の後継者不足への対策が重要と考え、積極的な若者の定住促進施策を打ち出すべく、特に住環境に関わる道路整備の推進や住宅施策問題、環境にやさしい浄化槽整備推進などに取り組んでいる。

また、平成3年度よりふるさと創生事業で、「星と文化の里づくり」を推進し、以前より定評であった星空の美しさにちなんで九州最大級の望遠鏡を備えた星の文化館、主産業の茶をテーマとした茶の文化館などを中心に村づくりの中核として多くの観光客が訪れている。

しかし、近年の状況を見ると4年前をピークに減少していることから、若者の定住促進、観光産業活性化による地域再生のため、村として次の課題に取り組みたい。

アクセス道路の改善（村道整備）

森林整備推進及び豊かな森林景観等回復（林道整備）

安全な観光ルートの確保（村道・林道整備）

この課題に取り組むため、本計画により道路及び林道の効率的整備を行い、交通ネットワークの整備を図りつつ、定住環境の改善を図るとともに森林整備による自然環境の整備促進等も推進するとともに、各地に点在する観光拠点のアクセスを改善し、地域の活性化に繋げていくこととする。

(目標1)観光客数 139千人/年間 150千人/年間

(目標2)拠点施設へのアクセス改善(森林団地 八女木材共販所:所要時間20%短縮)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

生産地から消費地までの物流の効率化、また山村部から市街地までのアクセスを容易にし、地域住民の生活環境改善を推進するため、上原～炭床線等の村道(道路認定路線)を改良整備する。

また、都市部への移動時間短縮や大型木材運搬車種による間伐材等運搬作業及び保育作業の効率化を図り、林業振興を促進し森林保全を行うため、星野線等の林道(地域森林計画記載路線)の整備を行う。

### (5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

- ・村道：道路法に規定する村道上原～炭床線に平成7年6月14日、村道竜川内線に平成13年12月19日認定済み。その他6路線は昭和57年11月27日認定済み。
- ・林道：森林法による筑後・矢部川地域森林計画(平成11年策定)に路線を記載。

#### [事業主体]

星野村、福岡県

#### [施設の種類]

村道、林道

#### [事業区域]

星野村全域

#### [事業期間]

- ・村道 平成18年度～平成21年度
- ・林道 平成18年度～平成20年度

#### [整備量]

- ・村道 整備量 5,850m
- ・林道 整備量 4,707m

#### [事業費]

総事業費 974,500千円(うち交付金 476,510千円)

- ・村道 613,000千円(うち交付金 306,500千円)
- ・林道 361,500千円(うち交付金 170,010千円)

### (5-3) その他の事業

地域再生法による特例の措置を活用するほか、「みどりとロマンが育む山村再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に組み合わせる。

#### 元気なむらづくり交付金事業の活用による整備

近年、過疎化や高齢化による担い手不足により地域活力の低下が課題となっている。また、定住条件である給水施設等の生活条件整備も遅れている。このため都市住民との交流促進、農産物直売施設等の条件整備により所得向上を図るとともに、女性等の研修拠点整備を行うことにより活力ある村づくりをすすめる。

- ・ 農林水産物直売・食材供給施設の整備
- ・ 地域資源活用総合交流施設(体験交流・宿泊交流施設)の整備
- ・ 簡易給水施設の整備
- ・ 女性若者等活動促進施設の整備

#### 棚田保全対策事業(単独)

「日本の棚田百選」にも指定された広内・上原地区棚田保護条例を制定し、本地域の棚田が特に豊かな景観を生み出していることから、村及び村民が一体となって保護し、有効な活用を図ろうと、毎年体験事業のイベント交流を実施している。

#### 星野村新事業誘致支援交付金事業(単独)

地区外からの企業及び個人事業主の誘致を図るため、起業に伴う交付金助成事業であり、地域の活性化を図る交付金事業の実施

#### 星野村活力ある地域づくり推進事業(単独)

住民の創意工夫により地域の様々な課題解決に取り組みながら、地域づくりを推進し地域の振興発展を目指す。

## 6 計画期間

平成18年度から平成21年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4に示す数値目標に照らし状況を各事業実施主体が調査、評価し、公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
特になし。